

令和 6 年度農業経営スマート化促進事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日産業経済部長決定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、経営規模の拡大や高度化に必要となる農業機械の導入経費や、法人運営に必要な経営、労務管理、販売管理等の知見を有する人材雇用に対して、予算の範囲内において農業経営スマート化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、兵庫県が定める農業法人活性化支援事業実施要領（令和 6 年 4 月 1 日施行。以下「実施要領」という。）及び令和 6 年度農林水産部補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日施行。）並びに加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の種類等）

第 2 条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表 1 に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、別表 2 に掲げる書類を添付して市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助申請者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（実績報告）

第 4 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第 2 号）に別表 3 に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金の請求）

第 5 条 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 6 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 4 号）に別表 4 に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

- 4 補助事業者は、実施要領第9に定める事項に該当する場合は、補助金を返還しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【別表 1】（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	経営規模の拡大や高度化に必要なとなる農業機械の導入経費や、法人運営に必要な経営、労務管理、販売管理等の知見を有する人材雇用の支援等を行う農業法人活性化支援事業を推進することにより、農業の基幹産業化を図り、持続的に発展を続ける農業を実現する。	
補助対象事業		農業法人活性化支援機械整備事業	法人運営プロフェッショナル人材活用事業
補助金の範囲	対象となる者	実施要領別記 1 の第 2 及び第 3 のとおり	実施要領別記 2 の第 2 及び第 3 のとおり
	対象となる取組及び経費	実施要領第 5、別記 1 の第 4 及び第 5 のとおり	実施要領第 5、別記 2 の第 4 のとおり
補助金の補助率及び額		実施要領別記 1 の第 6 のとおり	実施要領別記 2 の第 5 のとおり

【別表 2】（第 3 条関係）

交付申請書添付書類	・収支予算書 ・見積書 ・事業実施計画書 ・前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------	---

【別表 3】（第 4 条関係）

実績報告書添付書類	・収支決算書 ・費用額のわかるもの（契約書、納品書、請求書、領収書等の証拠書類の写し） ・前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------	---

【別表 4】（第 6 条関係）

消費税等仕入控除税額報告書添付書類	・補助金交付決定書の写し ・補助金確定通知書の写し ・補助金返還相当額が分かる資料 ・前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-------------------	--